国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券，記載事項変更旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
ドミニカ共和国	ペソ	5,970	4,105	2,240	2,240	595	935	935
トリニダード・トバゴ	ドル	840	580	315	315	85	130	130
ニカラグア	コルドバ・オロ	3,604	2,477	1,351	1,351	360	563	563
ハイチ	グルド	6,560	4,510	2,460	2,460	660	1,020	1,020
パナマ	バルボア	133	92	50	50	13	21	21
パラグアイ	ガラニ	667,000	458,000	250,000	250,000	67,000	104,000	104,000
バルバドス	ドル	267	183	100	100	27	42	42
ブラジル	ヘアル	421	289	158	158	42	66	66
ベネズエラ	ボリバル	840	580	320	320	80	130	130
ペルー	ソル	410	282	154	154	41	64	64
ボリビア	ボリヴィアーノ	941	647	353	353	94	147	147
ホンジュラス	レンピラ	2,914	2,004	1,093	1,093	291	455	455
メキシコ	ペソ	2,050	1,410	770	770	210	320	320